

2026年1月26日

お客さま各位

益田信用組合

### 振込規定改定のお知らせ

平素は、益田信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

今般、当組合では、下記のとおり「振込規定」を、2026年4月1日より改定いたします。

#### 記

##### 1. 改定日

2026年4月1日（水）

##### 2. 改定の対象となる規定

振込規定

##### 3. 主な改定内容

サービス利用の禁止対象となる趣旨の記載を追加

##### 4. 新旧対照表

別紙ご参照ください。

以上

振込規定 新旧対照表

改定後	改定前
<p>1. (適用範囲) (略)</p> <p>2. (振込の依頼)</p> <p>(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。  <u>ただし、この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、依頼をお断りする場合があります。</u></p> <p>① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。</p> <p>② 振込依頼書は、当組合所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号、その他所定の事項を正確に記入してください。</p> <p>③ 当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3. (振込契約の成立) ～14. (規定の変更) (略)</p>	<p>1. (適用範囲) (略)</p> <p>2. (振込の依頼)</p> <p>(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。</p> <p>① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。</p> <p>② 振込依頼書は、当組合所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号、その他所定の事項を正確に記入してください。</p> <p>③ 当組合は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3. (振込契約の成立) ～14. (規定の変更) (略)</p>